

## 滋賀県産牛における放射性物質の調査について

### 1 これまでの取り組み

(1) 稲わら等の流通・使用状況調査 (7月20日～21日)

- 牛飼養農家167戸を対象とした聞き取り調査の実施  
・3月11日以降、17都県からの稲わら等の購入実績なし

(2) 肉用牛の飼養管理状況調査

- ① 肉用牛飼養農家108戸を対象とした立入調査の実施 (7月25日～8月1日)  
・3月11日以降、17都県から9戸478頭が県内に導入
- ② 上記の導入牛の追跡調査 (8月12日)  
・汚染稲わら給与等の生産履歴が確認できなかった4戸と、8月1日以降、新たに導入した3戸(2戸は前回と重複)の、合計5戸292頭に対し、念のため、全頭検査開始まで出荷を自粛要請
- ③ 全頭検査開始に伴う自粛要請の解除 (11月1日)  
・農林水産省における不適切稲わら使用農家の追跡調査と、本県の全頭検査が始まったことから、出荷の自粛要請は解除
- ④ 不適切稲わらの給与が否定できない牛の県内への移動状況  
(農水省生産局畜産振興課、食肉鶏卵課長通知による情報)

不適切稲わらの給与が否定できない牛

平成23年8月11日	26頭 (宮城県、岐阜県)
平成23年8月25日	30頭 (宮城県、岩手県、栃木県、岐阜県) ※4頭追加
平成23年10月3日	2頭 (岩手県、栃木県) ※28頭削除
平成23年11月15日	1頭 (栃木県) ※1頭削除

- ・現在、不適切稲わらの給与が否定できない牛は、1戸1頭

(3) 放射性物質検査の体制整備

- ① 全戸検査の実施 (9月1日～10月31日)  
・県内肉用牛飼養農家から出荷される牛について、1農場あたり月1頭、民間検査機関に委託し検査を実施  
頭数99頭 すべて不検出 結果は県のホームページで公表
- ② 全頭検査の実施 (11月1日～ )  
・滋賀食肉センターに検査機器を設置し、(株)滋賀食肉市場に業務の一部を委託し検査を実施  
頭数2,991頭(2月28日現在) すべて不検出 結果は県のホームページで公表

## 2 食品中の放射性物質の基準値設定への対応

- 食品中の放射性セシウムに係る基準値の設定  
 <現 行>

分類	暫定規制値
野菜類	500Bq/kg
穀類	
肉、卵、魚	
飲料水	200Bq/kg
牛乳、乳製品	



<平成24年4月～>

分類	基準値
一般食品	100Bq/kg
飲料水	10Bq/kg
牛乳(乳飲料含む) 乳児用食品	50Bq/kg

- 放射性セシウムスクリーニング法の改正  
 <現 行>

分類	設定値
スクリーニングレベル	250Bq/kg
検出下限値	50Bq/kg



<平成24年4月～>

分類	設定値
スクリーニングレベル	50Bq/kg
検出下限値	25Bq/kg

- 経過措置の設定  
 経過措置の対象：米、牛肉  
 経過措置：平成24年9月30日まで(施行後6ヶ月)

- 結果の公表  
 <現 行>

公表の時期	設定値
スクリーニング検査で 暫定規制値の1/2以上	250Bq/kg



<平成24年10月～>

公表の時期	設定値
精密検査で 基準値を超過	100Bq/kg

※【参考】飼料、堆肥等の暫定許容値

飼料	牛用	300Bq/kg (H23.8.1 施行)
	馬、豚、鶏等	
肥料、堆肥		400Bq/kg (H23.8.1 施行)
敷料	粗飼料使用の場合	400Bq/kg (H23.8.23 施行)
	粗飼料以外	



飼料	牛用	100Bq/kg (H24.2.3 施行)
	馬、豚、鶏等	300Bq/kg
肥料、堆肥		400Bq/kg
敷料	粗飼料使用の場合	100Bq/kg (H24.2.16 施行)
	粗飼料以外	400Bq/kg

# 滋賀県産牛肉の放射性物質検査フロー ＜全頭検査＞

生産者・出荷団体

肉牛出荷

【スクリーニング検査】 滋賀食肉センターで実施  
〇処 理

〇枝肉の放射性物質検査

50 Bq/kg以上

50 Bq/kg未満

【サンプル採取】  
食肉衛生検査所が収去

食肉として流通

【精密検査】 衛生科学センターで実施

100 Bq/kg超過

100 Bq/kg以下

出荷制限

食肉として流通

※検査の結果は、県のホームページで公表